

**平成23年度**

**浜名湖ガーデンパーク水道水質検査計画**

**平成23年3月**

**静岡県**

はじめに

浜名湖ガーデンパーク内で使用する上水は、浜松市から受給した市水を原水としています。

浜名湖ガーデンパークでは、公園利用者に対して安全で良質な水道水を供給することを目的に各原水の水質に応じた適切な水質管理を行うため、平成17年度以降、専用水道の水質検査計画を作成して水質検査を行っています。

平成16年4月から水質基準の改正により、従来は46項目であった水質基準項目が見直されて50項目に強化されたので、この項目について検査を行ってきました。平成20年4月からは「塩素酸」が追加され、51項目の検査を行ってきました。平成21年4月からは「1,1-ジクロロエチレン」が削除され、50項目の検査を行っています。

## 目 次

1	基本的な方針.....	1
2	水道事業の概要.....	1
3	原水及び飲料水の状況.....	2
4	定期的な検査の項目、地点及び頻度.....	2
5	臨時の水質検査.....	3
6	水質検査方法.....	4
7	水質検査計画及び結果の公表について.....	4
8	水質検査結果の評価について.....	4
9	水質検査の精度と信頼性について.....	4
10	関係者との連携.....	4

## 1 基本的な方針

- (1) 水質検査は、給水施設ごとの系統を代表する蛇口（給水栓水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている50項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、原水として浜松市水を受給していること、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、毎日検査する項目は施設管理業務委託業者が行い、それ以外については、水道法第20条第3項の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に業務委託して行います。

## 2 水道事業の概要

当公園の給水系統は大きく西側エリアと東側エリアに分かれています。東側エリアの系統は水道法第3条第6項の専用水道に該当します。西側エリアは浜松市直結で給水しています。



(1) 東側エリア (専用水道)

	項目	内 容
1	水源施設	浜松市上水道
2	導水施設	浜松市上水道から分岐された水を鑄鉄管・水道用硬質塩化ビニルライニング管により基礎設置ステンレス受水槽200m <sup>3</sup> に導水
3	浄水施設	滅菌剤貯槽 0.1m <sup>3</sup> 1基 滅菌剤注入ポンプ 1基 残留塩素記録計 1基
4	送水施設	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 φ200 (最大) 延長10,800m
5	給水施設	加圧給水ポンプ 4,000 L/分×72m

(2) 西側エリア (市水直結)

	項目	内 容
1	水源施設	浜松市上水道
2	導水施設	浜松市上水道により直接給水
3	浄水施設	なし
4	送水施設	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 φ75 (最大) 延長2,850m
5	給水施設	なし

3 原水及び飲料水の状況

浜名湖ガーデンパークは浜松市水を原水としているので、1年間を通して水質変動が少なく比較的良好な状況です。また、飲料水は原水の残留塩素濃度を測定し、水質基準値を満たすように必要に応じて塩素消毒をしておりますので安全で良質な水です。

4 定期的な検査の項目、地点及び頻度

(1) 検査地点

配水系統ごとに代表的な給水栓を検査地点に定めて、水質基準項目について定期的に検査を行います。

### ①毎日検査

施設	階数	検査地点
西側エリア	1	屋外トイレ給水栓 藤棚南端給水栓 小計2ヶ所
東側エリア	1	受水槽入口給水栓 受水槽出口給水栓 管理棟湯沸し室給水栓、 花の美術館西側トイレ内洗面給水栓 小計4ヶ所

### ②定期検査（水質基準項目検査）

花の美術館西側トイレ内洗面所給水栓

#### (2) 検査項目および検査頻度

##### ① 毎日検査（3項目）365日：東側エリア、西側エリア

水道法施行規則第15条に基づき、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）を毎日検査します。 一覧表参照

##### ② 水質基準項目検査（50項目：委託検査）：東側エリア

水道法施行規則第15条に基づき、決められた項目を定期的に検査します。  
一覧表参照

浜名湖ガーデンパークの原水は、浜松市の施設で水質基準を満たした安全な水道水を受給していることから、水質管理目標設定項目（28項目：農薬類含む）については原水の水質基準項目（40項目）と併せて、浜松市の結果を年1回確認します。

また、水道法によって義務付けられている定期的検査を行う項目は、法律で定められている緩和基準に従って検査頻度を決定します。

## 5 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。（東側エリア）

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

## 6 水質検査方法

毎日検査は施設管理業務委託業者が行います。

定期検査、水質基準項目検査、簡易専用水道の水質検査及び臨時の水質検査は、水道法第20条第3項の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に業務委託して行います。

## 7 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画は、年度毎に策定し毎年3月にホームページ上で公表する予定です。

水質検査結果及び評価については、毎月ホームページ上で更新する予定です。

## 8 水質検査結果の評価について

水質検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば水質検査計画、浄水方法を見直していきます。

## 9 水質検査の精度と信頼性について

水質検査結果を評価するにあたり、検査が正しく実施されて検査精度と信頼性が向上するような体制をとります。

## 10 関係者との連携

浜名湖ガーデンパークでは浜松市の市水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるような体制を整えます。